

NI+C APM/Observability サービスのご利用条件

NTT インテグレーション株式会社（以下「NI+C」といいます）は、NI+C APM/Observability サービスをお客様に対してご提供するにあたり適用される一切の条件として、本書を定めるものとします。お客様は、NI+C APM/Observability サービスのご利用条件をNI+C に対して発注、または、NI+C APM/Observability サービスの使用を開始することにより本ご利用条件に承諾したものとみなします。

（サービスの提供および本契約の成立）

- 第1条 NI+Cは、日本アイ・ビー・エム株式会社（以下「IBM」といいます）が提供するソフトウェア（以下「IBM ソフトウェア」といいます）にNI+Cの監視・運用アセット、支援サービスを付加したソリューションをお客様に対して提供する（以下「NI+C APM/Observability サービス」といいます）ものとします。NI+C APM/Observability サービスのサービス提供元はNI+Cとし、NI+C APM/Observability サービスに関する使用許諾は、本書に定める条件により、NI+Cが実施するものとします。
2. NI+C APM/Observability サービスの利用にかかる契約（以下「本契約」といいます）は、お客様がNI+Cに対し、NI+C APM/Observability サービスの申込みを注文書にて行い、NI+Cによる承諾の意思表示をお客様が受領したときに、NI+C およびお客様の間で成立するものとします。

（サービス提供地域）

第2条 NI+Cは、NI+C APM/Observability サービスを日本国内で提供します。

（使用許諾）

- 第3条 NI+Cは、お客様に対してNI+C APM/Observability サービスに関するサービス有効期間および対象サービスを記載したライセンス証書（SaaS）（以下「PoE」といいます）を発行するものとします。お客様は、PoE記載事項に基づき、仕様を許諾されるものとします。
2. お客様は、既にお客様が使用している既存 IBM プログラムライセンスを、全く同じ使用目的でNI+C APM/Observability サービスに置き換えることはできないものとします。
3. お客様は、NI+C APM/Observability サービスの一部としてプログラム（またはその一部）を取得した場合を除き、プログラムの実コードやドキュメントを読んだり、表示・複製・送信ができないものとします。
4. NI+C はお客様に対し、IBM ソフトウェアの使用を許諾する適法かつ正当な権限を有することを保証します。
5. NI+C は、お客様によるNI+C APM/Observability サービスの利用および拡張活動のため、NI+C APM/Observability サービスに関する資料、情報を適宜お客様に提供するものとします。お客様が、お客様の顧客に対しNI+C APM/Observability サービスに関する資料提供を行う場合、NI+Cが提供した資料等に基づき、お客様の責任において作成し提供するものとします。

（使用環境）

第4条 使用するプログラムは、(i) NI+Cの所有またはリースの機械に配置またはインストールされ、または(ii) NI+Cの組込みサービススペースソリューションの範囲内で操作・管理され、お客様およびお客様の顧客の所有または保有（リース含む）の機械に配置またはインストールされるものとします。

（サービス有効期間）

第5条 サービス有効期間は、注文書に記載されるものとします。

（適用条件）

第6条 お客様がNI+C APM/Observability サービスのうち、IBM ソフトウェアを利用するにあたり適用される使用条件・保証条件・責任の制限等は、本書にて別に規定される場合を除き、IBM が定める所定の URL (<https://www.ibm.com/support/customer/csol/terms>、<https://www.ibm.com/support/customer/csol/terms/?id=126-9376&lc=en>（サービス記述書））および <http://www.ibm.com/terms/?id=125-3301>（IPLA）に掲載（以下「IBM 条件」といいます）されるものとします。なお、NI+C APM/Observability サービスにおいては、IBM 条件に記載されるIBM という記述はNI+Cに読み替えて適用されるものとし、お客様はIBM 条件に記載される内容に基づき義務を含む制限を負うものとします。

（制限）

第7条 NI+C APM/Observability サービスのうち、IBM ソフトウェアにおけるお客様に対するサポートの提供、保証、およびNI+C APM/Observability サービスに関して発生する一切の補償等の提供はIBM 条件に基づき、NI+Cが行うものとします。なお、NI+C APM/Observability サービスの使用にあたりお客様に何らかの損害が生じた場合における補償の請求はNI+Cに対してのみ行うものと

し、お客様はIBM に対して直接請求はできないものとします。

（超過料金）

第8条 NI+C APM/Observability サービスの利用料金は、別途定める、利用量に応じた料金体系および条件にしたがうものとします。お客様が利用申込時に選択した契約利用量を消費し終わった後の追加利用分が発生する場合は、月ごとに超過料金としてNI+C からお客様に請求するものとします。

（EUのデータ保護）

第9条 お客様がNI+C APM/Observability サービスに「個人データ」を提供する場合、お客様とNI+Cの間では、お客様が「個人データ」の唯一のコントローラーとみなされ、お客様は、お客様が「個人データ」を処理するプロセッサ（かかる用語は、EU 指令95/46/ECで定められています）としてIBM を指名するものとします。IBM は、IBM 条件に従ってサービスを提供するために必要な範囲に限り、かかる「個人データ」を処理するものとします。NI+C およびIBM は、お客様があらゆる法的要件を満たすことについて、「個人データ」へのアクセスをお客様に提供することを含め、合理的な範囲でお客様に協力するものとします。お客様は、NI+C およびIBM が、米国に所在するIBM に対して国境を越えてサービスに提供された「コンテンツ」（あらゆる「個人データ」を含みます。）を処理することに同意するものとします。NI+C およびIBM が「個人データ」の処理または保護の方法を変更し、当該変更によりお客様がデータ保護に関して適用される法規を遵守できなくなる場合、お客様は、NI+C およびIBM が当該変更を通知した日から30日以内に、影響を受けたNI+C APM/Observability サービスを終了させることができます。

（IBMの権利留保）

第10条 第6条の定めに関わらず、IBM は、本ご利用条件およびIBM 条件を含む各種条件に基づきNI+C がお客様に対して有する一切の権利（NI+Cがお客様に対して負う義務は除きます。）をNI+C とは独立して有するものとします。

（サポートサービス）

第11条 NI+C APM/Observability サービスの提供にあたり、NI+C がお客様に対して提供するサポートサービス（以下「本サポートサービス」といいます）については「NI+C APM/Observability サービス・技術サポートのご提供条件」の定めにより提供されるものとします。

2. 本サポートサービスの提供に関して、NI+Cは、善良なる管理者としての注意義務を持って履行しなければならないものとし、NI+Cは当該サービスの進捗状況につき適宜お客様に報告するものとします。

3. 本サポートサービスの全部または一部を第三者に再委託する場合、NI+Cは、当該再委託先に対し、本契約に定めるNI+Cの義務と同等の義務を負わせるものとし、NI+Cはお客様に対して当該再委託先の本サポートサービスの履行についても全責任を負うものとします。このとき、お客様は、NI+Cに対し、当該再委託先について開示を求める権利を保有します。

（解除）

第12条 NI+C およびお客様は次に該当する場合、相手方に対して事前の通知を行うことなく本契約を解除することができるものとします。NI+C により本契約を解除した場合であっても支払い済みのNI+C APM/Observability サービス料金は返還されません。

- ① NI+Cに対してNI+C APM/Observability サービスの料金支払いが行われない場合。
- ② 相手方が本ご利用条件およびIBM 条件を含む各種条件のいずれかに違反し、NI+C またはお客様が相当期間を定めて催告をなしたが、当該催告に応じなかった場合。
- ③ 相手方が期間内に正当な理由なく本契約を履行する見込みがないと認めるとき
- ④ 相手方が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産を申し立てたとき
- ⑤ 相手方が自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡り処分を受ける等、支払いを停止したとき
- ⑥ 相手方が営業の廃止または解散の決議をしたとき
- ⑦ 相手方に信用不安が発生したとき、財産状態が悪化したとき、またはその他契約の維持が困難であると認められる相当の事由があるとき。

2. 前項のいずれかに該当したときは、解約された有責当事者は、相手方に対して有する金銭債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
3. 本条に基づく解除に関連して、NI+C またはお客様が損害を被った場合、相手方は賠償責任を負うものとします。

(契約終了時の対応)

第13条 本契約が終了または満了した場合、お客様は、各プログラムのすべてのコピーおよび機密情報を破棄または返却するものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、第12条乃至第15条の定めは本契約終了後もなお有効に存続するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第14条 お客様およびNI+C は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- ① 自らまたは自らの役員等（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にて定める定義）、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団、反社会的勢力もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「反社会的勢力等」という。）であること
 - ② 自らの行う事業が、反社会的勢力等の支配を受けていると認められること
 - ③ 自らの行う事業に関し、反社会的勢力等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力等を利用し、または、反社会的勢力等の威力を利用する目的で反社会的勢力等を従事させていると認められること
 - ④ 自らが反社会的勢力等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
 - ⑤ 本契約の履行が、反社会的勢力等の活動を助長し、または反社会的勢力等の運営に資するものであること
2. お客様およびNI+C は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に相手方との各契約を解除することができます。
- ① 第1項に違反したとき
 - ② 自らまたは第三者をして、相手方に対する（i）暴力的な要求行為（ii）法的な責任を超えた不当な要求行為（iii）脅迫的言辞または暴力的行為、また、（iv）風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為、（v）その他前各号に準ずる行為、をしたとき
3. NI+C は、NI+C APM/Observability サービスの提供にあたりNI+C が提供するサービスの一部を実施するにあたり第三者に再委託する契約（以下、「再委託契約」という。）の相手方またはその役員が反社会的勢力等であることが判明したとき、再委託契約の履行が反社会的勢力等の活動を助長し、もしくは反社会的勢力等の運営に資することが判明したとき、または再委託契約の相手方が自らまたは第三者をして第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約の解除その他の必要な措置を取るものとします。
4. お客様は、NI+C が前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時にNI+C との契約を解除することができます。
5. お客様およびNI+C は、第2項および前項の規定により各契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

(準拠法および裁判管轄)

第15条 本ご利用条件およびIBM 条件を含む各種条件は日本国法を準拠法とし、NI+C APM/Observability サービスに関連して発生した当事者間の紛争解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄合意裁判所とします。

以上